

電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター規程

平成22年10月19日

改正

平成23年 7月20日

平成25年11月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学 宇宙・電磁環境研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、宇宙理工学、電波工学及び環境電磁理工学に関する教育研究を行うとともに、それらの連携・融合による新たな分野の創造、発展を目指すことを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 教育研究職員

2 センターに、教育研究技師を置くことができる。

3 センターに、本学の専任の教育研究職員のうち、センターにおいて、センター専任の教育研究職員と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。

4 センターに、非常勤研究員その他必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長の選考に関する規程は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの重要事項を審議するため、電気通信大学宇宙・電磁環境研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(観測所)

第6条 センターに、電波観測手法を活用して宇宙及び地球惑星の電磁環境に関する研究を推進するため、菅平宇宙電波観測所（以下「観測所」という。）を置く。

2 観測所に観測所長を置き、センター長をもって充てる。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、センターが行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月19日から施行する。
- 2 電気通信大学電気通信学部附属菅平宇宙電波観測所規程は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行する。